

第十一号様式（第三十八条関係）（平二三国交令九四・追加、平二六国交令四七・令元国交令二〇・令二国交令七・一部改正）

（用紙の寸法は、日本産業規格 B 8 とする。）

(裏)

身 号	分	証 明 書	職氏住 名名所	生年月日	右は、港灣法第五十六条の五第二項の規定により同法第四十二條の十一 第十二項に規定する港灣運営会社の事務所その他の事業場に立ち入ること ができる者であることを証する。		交付年月日 有効期間	発行機関名 発行機関印
					字	真		

第五十六條の五
(報告の徴収等)
港湾法抜粋

- 2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。